

記入例 離婚後、元妻から元夫に対して年金分割の割合に関する審判を申し立てる場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

	受付印		<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 調停	
			<input checked="" type="checkbox"/> 審判		申立書 (請求すべき按分割合)
(この欄に申立て1件あたり収入印紙1,200円分を貼ってください。)					
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 印紙 </div>					
(貼った印紙に押印しないでください。)					
収入印紙	円				
予納郵便切手	円				

○ ○ 令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日	○ ○ 家庭裁判所 御中	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	甲野花子	印
--------------------------	-----------------	-----------------------------	------	---

添付書類	(審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 年金分割のための情報通知書	準口頭
------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-----

申立人	住所	〒 0000-0000 00県00市00町0丁目0番0号 (0000 方)	〒 0000-0000 00県00市00町0丁目0番0号 (0000 方)
	フリガナ名	甲野花子	乙川太郎
相手方	住所	〒 0000-0000 00県00市00町0丁目0番0号 (0000 方)	〒 0000-0000 00県00市00町0丁目0番0号 (0000 方)
	フリガナ名	甲野花子	乙川太郎

申 立 て の 趣 旨
申立人と相手方との間の別紙 (☆) 記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、 <input checked="" type="checkbox"/> 0.5 / <input type="checkbox"/> () と定めるとの (<input type="checkbox"/> 調停 / <input checked="" type="checkbox"/> 審判) を求めます。

申 立 て の 理 由
1 申立人と相手方は、共同して婚姻生活を営み夫婦として生活していたが、 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚 / <input type="checkbox"/> 事実婚関係を解消した。 2 申立人と相手方との間の (<input checked="" type="checkbox"/> 離婚成立日 / <input type="checkbox"/> 事実婚関係が解消したと認められる日)、 離婚時年金分割制度に係る第一号改定者及び第二号改定者の別、対象期間及び按分割合の範囲は、 別紙のとおりである。

(注) 太枠の中だけ記入してください。□の部分は、該当するものにチェックしてください。
 ☆ 年金分割のための情報通知書の写しをとり、別紙として添付してください (その写しも相手方に送付されます。)

申立書の写しは相手方に送付されますので、あらかじめご了承ください。

裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。ご不明な点があれば、申立書を提出される裁判所にお問い合わせください。

情報通知書に記載されている住所を相手方に知られたくない事情がある場合は、その部分を覆い隠してコピーする方法により写しを作成してください。(原本はそのまま提出してください。)

年金分割 (1/1)

按分割合 (分割割合) を上限で定めることを求めるときは、「0.5」を選択してください。それ未満の割合を定めることを求めるときは、「 ()」を選択し、() に具体的な按分割合を記入してください。

(注) 審判の場合、下記の審判確定証明申請書(太枠の中だけ)に記載をし、収入印紙150円分を貼ってください。

審判確定証明申請書		
<p>(この欄に収入印紙150円分を貼ってください。)</p> <table border="1"><tr><td>印 紙</td></tr></table> <p>(貼った印紙に押印しないでください。)</p>		印 紙
印 紙		
<p>本件に係る請求すべき按分割合を定める審判が確定したことを証明してください。</p> <p>令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日</p> <p>申請人 甲野花子 (印)</p>		
<p>上記確定証明書を受領した。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>申請人 (印)</p>	<p>上記確定証明書を郵送した。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>裁判所書記官 (印)</p>	

審判に基づき、年金事務所、各共済組合又は私学事業団において年金分割の請求手続をする場合には、審判書の謄(抄)本のほか、「審判確定証明書」が必要になります。審判の申立てに際して、あらかじめ申請をしておくことにより、審判の確定後に「審判確定証明書」が交付されます。